

公安委員会	第5回日越治安当局次官級協議の	平成29年12月7日
説明資料No. 1	開催結果について	国際課

## 1 経緯

平成25年1月の日越首脳会談において、両首相が警察庁とベトナム公安省との間の次官級協議の開催に合意。同年11月の第1回協議（於：ハノイ）以降、毎年両国において交互に開催。日・ベトナム両国の警察分野での連携を強化するため、双方が関心を有する治安課題について意見交換等を実施。

## 2 日程及び開催場所

平成29年11月30日（木）

ベトナム社会主義共和国ハノイ市

## 3 出席者（代表）

日本側：栗生警察庁次長

ベトナム側：タイン公安省副大臣

## 4 協議の概要

### (1) 議題

- 国際テロ対策
- 組織犯罪対策

### (2) 協議結果

- 協議テーマに係る情勢、施策、今後の取組等について議論。
- 今後も、双方が関心を有する分野における情報交換等を活発に行い、協力を推進することで一致。

## 5 次回の開催

第6回協議は、日本において開催予定。

<b>公安委員会</b> <b>説明資料No. 2</b>	<b>特定危険指定暴力団等の指定の期限  延長等について</b>	<b>平成29年12月7日  暴力団対策課</b>
<p><b>1 経緯</b></p> <p>福岡県及び山口県の各公安委員会は、平成24年12月27日、指定暴力団五代目工藤會を特定危険指定暴力団等として指定し、その後、当該指定の期限を4回延長したところ、本年12月26日に当該期限が満了することから、今般、更に当該期限を延長するもの。</p> <p><b>2 特定危険指定暴力団等の指定の期限延長</b></p> <p>(1) 指定の期限延長に係る指定暴力団  五代目工藤會</p> <p>(2) 延長する期間  1年間（平成29年12月27日から平成30年12月26日まで）</p> <p>(3) 警戒区域  変更なし</p> <p><b>3 特定危険指定暴力団等の指定の主な効果</b></p> <p>(1) 暴力的要求行為等の直罰化  特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が、警戒区域内において暴力的要求行為を行うなどした場合、行政命令を発出することなく検挙することが可能となる。</p> <p>(2) 事務所使用制限命令の発出  警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第30条の8第1項の暴力行為に関し、多数の指定暴力団員の集合の用に供されているなどの一定の要件を満たした場合、公安委員会は、当該事務所を当該特定危険指定暴力団等の活動の用に供することなどを禁止する事務所使用制限命令を発出することができる。</p> <p><b>4 今後の方針</b></p> <p>本制度を効果的に活用するとともに、未解決凶悪事件の捜査を徹底するなどして、工藤會の壊滅に向けた取組を更に強力に推進する。</p>		

## 1 「ゾーン30」の概要

- 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度の抑制や抜け道として通行する車両の抑制等を図る生活道路対策。
- 平成22年度に実施した調査研究を踏まえ、平成23年9月に交通局長通達を発出。この中で、各都道府県の人口集中地区の面積に基づき、全国で3,037か所を目標に整備するよう指示。

## 2 推進状況

- 平成28年度末までに全国3,105か所で整備し、平成23年通達で示した整備目標を達成。
- 整備された「ゾーン30」においては、一定の交通事故抑止効果及びゾーン内における自動車の通過速度の抑制効果が認められた。

## 3 今後の取組

- 公共施設や病院・児童遊園など高齢者や子供が利用する施設等も含む区域等において、引き続き、各都道府県警察において、「ゾーン30」の新たな整備を推進する。
- 交通事故が増加した箇所など十分な効果が見られない整備箇所においては、事故の状況を分析した上で、「ゾーン30」であることを明示する法定外表示や物理的デバイスの設置等の実施を検討する。
- 対策の分析や今後の効果的な整備に資するため、各都道府県警察に対し効果的な整備事例を共有する。